

みよし市公平委員会議事録

日時 令和元年7月25日(木)

開会 午前10時

閉会 午前10時30分

場所 みよし市役所5階特別会議室

出席者(公平委員会)

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子

(事務局)

総務部長 村田信光

総務課副主幹 塚崎 仁

総務部参事 本田 靖

総務課主査 福上 慎吾

総務部次長 小野田 浩司

次第

1 挨拶

2 議題

職員団体登録事項の変更について

3 その他

名 前	内 容
総務課長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和元年度第1回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>会議に入る前に、今年度、事務職員に異動がありましたので、紹介をさせていただきたいと思います。</p> <p>事務職員自己紹介</p> <p>それでははじめに、藤本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。</p>
委員長	委員長挨拶
委員長	<p>では、本日の会議には出席委員3名で、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただ今から、令和元年度第1回みよし市公平委員会会議を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。</p>
総務課主査	<p>それでは、議題「職員団体登録事項の変更」につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料1ページを御覧ください。令和元年7月5日付けでみよし市職員労働組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員の改任に伴う職員団体役員改任届が資料3ページから5ページまでのとおり公平委員会に提出されております。</p> <p>公平委員会では、既に登録を受けている職員団体からこのような届出が提出された場合には、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知</p>

しなければならないことになっております。

今回、変更の内容について委員の皆様を確認していただきたい点は、3点ございます。資料2ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定がございます。

1点目としては、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点になります。

2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点になります。

3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。

まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料4ページの役員改任証明書によって確認していただくことができます。公示日は令和元年5月23日、投票日は令和元年6月28日、サンアートレセプションホールにおいて投票が実施されております。組合員総数303名に対して276名が出席し、投票方法は1人1票直接無記名となっております。

次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料5ページ目をご覧ください。資料5ページの投票結果にあります投票総数276名に対し、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることがわかります。

最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で人事課の方に問い合わせ、同一の地方公共団体の職員のみによって組織されていることを確認しました。

今回提出されました届出を委員の皆様を確認していただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料6ページにございます案のとおり、本日付けでみよし市職員労働組合に通知させていただきたいと思っております。

<p>委員長</p>	<p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは3つの要件がありまして、それはいずれもその要件を満たしているというふうに聞いておりますけれども、委員の方から質問があればお願いいたします。</p> <p>2ページの第53条の第3項ですが、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票となっておりますけれども、今まで特に問題もお聞きしていませんが、このあたりはどうでしょうか。これを確認するという事をするためにはどのような手続をとったらよいのか、やはり担当者が関係者にお会いになって、規則どおり済ませましたと確認すれば問題ないのですかね。何かあれば、当然、総務部の方に言ってこられるのではないかと思いますね。</p>
<p>総務課主査</p>	<p>そうですね。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうすると、全ての構成員は、平等に参加する機会をお持ちになっていて、参加できる方は全員がお集まりになったと、276名ですね、参加されたと。そして、投票の方式としては、投票の過半数があった場合に決定となりますよね。直接かつ秘密の投票で、投票が行われたということですね。</p>
<p>倉橋委員</p>	<p>6月28日は金曜日ですよ。これは、夜に行われているのですか。</p>
<p>総務課主査</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>村上委員</p>	<p>今回の趣旨とは少しずれるかもしれませんが、お聞きしたいと思います。総勢で303名の構成員ということですが、組合に入ってみえない方というのは、若干名なりともお見えなのでしょう</p>

<p>総務課副主幹</p>	<p>か。</p> <p>このみよし市職員労働組合に加入していない職員もおります。具体的に言いますと、管理職員に位置づけられている方たち、こちらは同一の組合に入ることができないという地方公務員法の規定がございますので、この組合の組合員ではないと。</p>
<p>村上委員</p>	<p>管理職の方は入ることがそもそもできないと。入ることができるのに、あえて入らない方はお見えなのでしょうか。</p>
<p>総務課副主幹</p>	<p>ないと聞いております。組合員加入の要件がある方は、漏れなく加入していると聞いております。</p>
<p>村上委員</p>	<p>それから2点目ですが、棄権というのは、十分に周知がされていて、何らかの理由、例えば病欠されているとか様々な理由でということ、そういった理由ととらえてよろしいでしょうか。周知が不十分であったため、平等に機会が与えられなかったということが後で言われたいという理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>総務課副主幹</p>	<p>はい。そうですね。先ほどの委員長のお話でもありましたが、平等かつ直接の投票というところで行われていると聞いております。この職員労働組合の規約を見ますと、資料にはございませんが、読み上げますと、第7条に組合員は平等に次の権利を有するとあります。組合の全ての問題に意見を述べ、かつ決議に参加すること、この権利が認められています。それからもうひとつ、第27条に重要事項の決定という規定がございます、次の事項を決定するには、組合員の直接無記名投票により組合員の過半数の賛成を得なければならないところの中に、役員を選任という事項がございます。つまり、組合の中でもこれらのことについては平等に組合員に与えられている権利です、実際、役員を選任するにあたりましては、直接無記名の投票が行われるべきということで、規定がされております。実際の組合員の周知ですが、聞いて</p>

	<p>いる話の中では、組合員だよりというものを毎回、定期大会の前に発行しまして、全組合員にわかるように周知がされている、この定期大会での投票につきましては、定期大会での直接の投票、または出席ができない組合員の方は、委任状により投票を行うということで、総数303名に対し276名の投票があったと聞いております。303名と276名の間の中で委任状による投票もされなかった方というのは、委任状の提出もなかった方であろうと捉えております。</p>
村上委員	<p>委任状などの手段もあって、何らかのかたちで投票ができるようになっていたのに、投票がされなかった方が27名いたということですね。わかりました。</p>
倉橋委員	<p>委任状というのは、議長に転記を委任するというそういうものですよね。</p>
総務課副主幹	<p>両方あると聞いております。</p>
総務課主査	<p>各部、各課でブロックがございまして、その代表の代議員という者がいるのですが、その者に委任をするということですね。</p>
倉橋委員	<p>直接投票するわけではないのですね。</p>
総務課主査	<p>そうですね。</p>
倉橋委員	<p>結果に対して、その部の長の方に委任するということですね。</p>
委員長	<p>そのときに、賛成に委任なのか反対に委任なのかというのは、どういう扱いになりますか。執行部が提案する議案について、提案説明があり、最後に採決となりますが、その採決の前に質疑応答があって、反対討論というのも本来にはあるわけですが、そういうときに票が分かれますよね。委任のときにそれはどう表れて</p>

	くるのかということです。
総務課副主幹	委任された方の投票ですね。
委員長	ブロックに賛成派と反対派がいれば良いのですが、賛成派しかない場合は委任のしようがないですね。
総務課副主幹	すみません。先ほどのお話で、各ブロックに代議員という者がいるわけなのですが、実際に委任状を託す方というのは、その方の意思で、誰に委任するという事は自由に選べるかたちの委任状になっていると聞いております。
村上委員	この間の国政選挙のように定足数が決まっていて候補者が出て、当然、当選や落選があるわけですが、この組合員の選挙はあらかじめ推挙された方が定足数以上でも未満でもないぴったりの数がいて、その方々に対しての信任不信任ということだと思っております。というのは、非常にきれいな数字が並んでいるものですから、それだけに、そこに齟齬があってはいけないと思ってお聞きしました。
総務課副主幹	はい、おっしゃるとおりで、あらかじめ選ばれた役員候補者に対しての信任不信任の投票と聞いております。
委員長	もう少し具体的に議論をするとですね、5ページの名簿がありますけれども、執行委員長は1名、副が2名、書記、書記次長、会計、後は執行委員ですが、人数が決まっていますよね。そして、その決まっているところにどなたをはめこむのかというセレクションが裏であると思うのですよね。そこまで我々は関知しないのですが、それがどんなふうに行われているかは興味を持つ方はいるかと思っておりますよね。こういうところで反対論や異論というものがおさえられて、だんだん消えてしまうというか、表に出ないで終わってしまうというか、というのがあるかもしれませんね。た

<p>総務課副主幹</p>	<p>だ、体制を動かすというものではないかとは思いますが。</p> <p>はい、そうですね。昨年度は8月3日に当該団体の役員変更の届出により公平委員会を開催しているのですが、その際に提出されたいわゆる前年度の役員と今年度の役員の名簿を見比べると、だいたい半分までとはいきませんが、何人かは引き続き役員として再任されている方もみえます。そのことを見ますと、団体の運営がうまくいくように何人かは残すように、何人かは新しい人を入れながら役員人事を決めていると思われます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。他にはございますか。</p> <p>はい、では委員としましては、異論ございませんので、承認をするということでお願いします。</p> <p>今後の委員会としての予定はいかがでしょうか。</p>
<p>総務課副主幹</p>	<p>今年度につきましては、例年のところをみますと、もうひとつの団体、みよし市教員組合の定期大会が年明けに行われると聞いております。そこで役員変更があれば、2月または3月くらいに委員会を開催いたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>愛知県とか東海地区連合会とかの集まりはありませんか。</p>
<p>総務課副主幹</p>	<p>先に愛知県公平委員会連合会の総会が知多市の方で開催されまして、そちらに藤本委員長が出席されました。また、全国公平委員会連合会東海支部の総会も知多市で開催され、こちらは倉橋委員に出席をいただきました。この場で報告をさせていただきます。</p>
<p>総務課主査</p>	<p>少しよろしいですか。おそらく今年度、あま市で事務研究会が行われる予定ですが、まだ通知がないため詳細はわかりませんが、例年10月、秋ごろに行われるため、通知が来次第、皆さまに連絡いたします。</p>

総務課長	ありがとうございました。公平委員会の本日の会議につきましては、議事録を作成しますので、後日、皆さまのご署名をお願いいたします。本日はありがとうございました。
------	--